

平成31年岳南排水路管理組合議会定例会（2月）会議録

平成31年2月6日（水）

1 出席議員（10名）

1番 松本貞彦 議員
2番 小山忠之 議員
3番 前島貞一 議員
4番 須藤秀忠 議員
5番 小松快造 議員
6番 佐野智昭 議員
7番 杉山諭 議員
8番 山下いづみ 議員
9番 萩野基行 議員
10番 中村憲一 議員

2 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井義正君
副 管 理 者 仁藤哲君
富士市上下水道部長 山田教文君
富士市産業経済部長 成宮和具君
富士宮市水道部長 惟村克巳君
局 長 渡辺孝君
参事兼施設課長 田中秋仁君
総務課長 高野新次君

3 出席した事務局職員（4名）

庶務係長 根上忠記君
管理係長 小泉大輔君
庶務係主任査渡邊友貴君
庶務係主任補佐野光則君

4 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号 平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算
について（第2号）
- 日程第4 議第2号 平成31年度岳南排水路管理組合会計予算
について
- 日程第5 議第3号 岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する
条例の一部を改正する条例制定について

午前10時 開会

○局長（渡辺 孝君） 会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報用の写真を撮らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本貞彦議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本貞彦議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

6番 佐野智昭 議員
8番 山下いづみ 議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本貞彦議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） おはようございます。お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たりまして、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

さて、岳南地域の製紙業界でございますが、家庭紙や段ボール原紙は、出荷好調により底がたく推移しておりますが、全般的には、原料の高騰、デジタル化による市場縮小などから、依然として厳しい状況にあります。また、岳南排水路の使用工場におきましても、事業再編に伴う洋紙生産設備の停機が発表されるなど、財政運営への影響が懸念されるものであります。しかしながら、いかなる動向にありましても、健全な財政運営を維持して

いくとともに、昨年、組合設立50周年を迎えて、新たな50年に向けまして、引き続き施設の維持管理に最善を尽くさなければならない決意を新たにしたところであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議を賜ります議案につきまして、私からその要旨を申し上げます。なお、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

初めに、議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてであります。1,643万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,372万2,000円とするものであります。歳入におきましては、財産収入を増額いたしましたが、繰入金を減額するものでございます。歳出におきましては、諸支出金を増額いたしましたが、総務費及び予備費を減額するものでございます。

次に、議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算についてであります。歳入歳出の予算総額を6億2,000万円とするものであります。歳入におきましては、主財源であります使用料及び手数料を4億4,914万3,000円と見込んでおります。また、歳出でございますが、総務費を5億6,374万3,000円計上しております。

次に、議第3号岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員に支給する旅費の額の基準となります富士市職員等の旅費に関する条例の改正にあわせ、日当を廃止し、それにかえて旅行諸費とするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程議案につきまして要旨のみご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の概要説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（松本貞彦議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算 について（第2号）

○議長（松本貞彦議員） 日程第3 議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,643万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,372万2,000円とするものです。

6ページ、歳入をお願いいたします。

2款1項1目利子及び配当金は、補正前の額4,868万6,000円に1,192万8,000円を増額し、6,061万4,000円とするものです。これは債券の売却益と、償還に伴い購入した債券の運用益によるものです。

3款1項1目岳南排水路基金繰入金は、補正前の額8,800万円から2,800万円を減額し、6,000万円とするものです。これは前年度繰越金が当初見込みよりも多かったため、基金からの繰入額を減額とするものです。

次の2目職員退職手当基金繰入金は、補正前の額2,292万3,000円から36万5,000円を減額し、2,255万8,000円とするものです。これは、基準としております富士市職員の退職手当に関する条例におきまして、支給水準引き下げのための調整率の改定が行われたことによるものです。

続きまして8ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億5,484万2,000円から460万5,000円を減額し、1億5,023万7,000円とするものです。内訳ですが、給料は給与改定等による増額、職員手当等は先ほどご説明した調整率の改定に伴う退職手当の減額と給与改定等に伴うその他手当の増額です。また、負担金、補助及び交付金は派遣職員の構成変動に伴う負担金の減額です。

2款3項1目施設改良費は、前年度繰越金が当初見込みよりも多かったことにより、2,800万円について、財源内訳を岳南排水路基金繰入金から一般財源へと財源更正するものです。

次の4款1項1目岳南排水路基金積立金は、補正前の額4,863万6,000円に1,195万円を増額し、6,058万6,000円とするものです。これは、債券の売却益を増額補正し、基金に積み立てるものでございます。

10ページをお願いいたします。2目職員退職手当基金積立金は、補正前の額505万円から2万2,000円を減額し、502万8,000円とするものです。これは大口定期預金の利率の減によるものです。

次に、5款1項1目予備費は、補正前の額3,515万9,000円から2,376万円を減額し、1,139万9,000円とするものです。これは予算執行額の調整によるものです。

以上、議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第4 議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算について

○議長（松本貞彦議員） 日程第4 議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算についてご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。平成31年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条にて、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,000万円とするものです。

また、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

議案書の20ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款1項1目使用料は、本年度予算額4億4,914万2,000円で、前年度に比較して1,119万6,000円、2.4%の減としております。これは前年度に引き続き、トイレットペーパーやティッシュなどの衛生用紙が堅調に推移し、段ボール、板紙などが伸張傾向ではあるものの、一方では、新聞用紙、印刷用紙などの減少傾向が続き、さらに、大手製紙工場にて洋紙系抄紙機の段階的運転停止が予定されるなどにより、許可排水量や実績排水量の減少が見込まれることによるものです。

なお、説明欄の基本料金算定、従量料金算定において、ともに2段書きとしております

が、上段は消費税増税前の使用料を、下段は消費税増税後の使用料を算定しております。基本料金の総額を1億4,640万円、従量料金の総額を3億250万円、ほかに占用料を24万2,000円見込むものです。

続いて、2款1項1目利子及び配当金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の基金運用利子で、前年度に比較して288万円減の4,580万6,000円を見込んでおります。

基金につきましては、表紙が薄青色の議案参考資料3ページ、基金執行状況にて詳細説明をさせていただきます。

1の岳南排水路基金ですが、平成31年度の前年度末現在高は34億1,711万8,039円で、これに対する運用利子を4,577万4,000円、一般会計への取り崩し額を9,500万円と見込み、年度末現在高を33億6,789万2,039円としております。

また、2の職員退職手当基金ですが、平成31年度の前年度末現在高は3,206万6,812円で、これに対する利子を3万2,000円、積立金を500万円と見込み、年度末現在高を3,709万8,812円としております。

議案書に戻りまして、22ページをお願いいたします。3款1項1目岳南排水路基金繰入金ですが、岳南排水路基金から9,500万円を取り崩して施設改良費に充てるもので、前年度に比較して700万円の増額しております。これは使用料収入の減額を補うための措置でございます。

次の4款1項1目前年度繰越金は、前年度に比較して2,000万円増額の3,000万円を計上させていただいております。

5款2項1目雑入は、共済事業手数料など5万円を見込むものです。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて24ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目議会費は、組合議会3回の開催経費44万1,000円を見込んでおります。前年度に比較して12万6,000円の増額となっておりますが、これは4月の富士市議会議員選挙、富士宮市の市長並びに市議会議員選挙の後に臨時議会の開催を予定することによるものです。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。本年度は1億3,909万8,000円を見込み、前年度に比較して1,574万4,000円の減額しております。

詳細を説明欄に沿ってご説明いたします。1、給与費のうち、4、一般職14人の人件費を9,983万6,000円しております。この人件費にかかる資料といたしまして、

36ページから39ページに給与費明細書をお示しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次の2、人事管理費のうち、1、人事管理費1,281万7,000円は、臨時・嘱託職員4人の賃金、共済費及び富士市と共同設置しております公平委員会委員の負担金です。

続いて、2、職員研修費61万4,000円は、研修会への参加旅費及び負担金です。

次のページ、3、事務管理費は、組合事務運営の所要経費で、600万1,000円を見込んでおります。事務用品など消耗品のほか、印刷製本費、通信運搬費及び富士市財務会計と接続されておりますシンクライアントの利用負担金などでございます。

続いて、4、財産管理費1,026万6,000円は、庁舎管理、車両管理、用地管理、使用料管理などに要する経費です。

次の5、公租公課費846万8,000円は消費税で、10月からの増税を見込んだものであります。

続きまして、28ページの下段、2款2項1目排水管理費をお願いいたします。これは岳南排水路の水質調査にかかる経費で、172万3,000円を見込んでおります。

次のページ、説明欄の1、水質調査費40万6,000円は、水質分析にかかる薬品及び器具類の購入費等で、2、硫化水素調査費131万7,000円は、硫化水素計の点検、修繕費などでございます。

次の2目下水道管理費5,496万3,000円は、施設の維持補修及び保守点検にかかる経費で、前年度に比較して136万2,000円の減額となっております。これは検針業務を1目の一般管理費へ移項したことによるものです。

説明欄の1、下水道維持費のうち、1、維持補修費2,420万円は、人孔の管理にかかる経常的経費や、管内点検で確認された損傷箇所の補修工事等にかかる経費です。

次の2、保守点検費2,883万円は、工場排水流入禁止期間に実施する管路施設の調査、点検に要する経費、下水道台帳管理システムの保守、管理等の業務委託です。

続いて3目ポンプ場管理費4,195万9,000円は、今泉ポンプ場の運転管理にかかる経費で、前年度に比較して110万3,000円の増額としております。

説明欄の1、ポンプ場維持費のうち、1、維持補修費537万円は、不用となったホッパーの撤去費用と、場内出入り口に設置している門扉の取りかえ工事費です。

2、保守点検費3,182万7,000円は、ポンプ場の運転管理業務及び自家用電気工作物の保安管理業務にかかる経費です。

また、3、ポンプ場管理事務費476万2,000円は、ポンプ場運転にかかる電気料金や工業用水使用料などです。

32ページ、2款3項1目施設改良費3億2,600万円は、管路及びポンプ場施設の保全及び再生を行う経費で、前年度に比較して868万4,000円の増額となっております。

説明欄をお願いいたします。1、管渠施設費に2億1,345万2,000円を、2、ポンプ場施設費に1億1,254万8,000円を計上しております。

この科目につきましては、議案参考資料の4ページにより詳細説明をさせていただきます。平成31年度主要事業概要でございます。番号1から12についてご説明をさせていただきます。なお、それぞれの委託・工事箇所につきましては、右の欄、ページ番号によりお示ししてございますので、後ほどごらんください。

管渠施設費における保全対策事業は8事業を予定しており、老朽化した管渠施設の更生と耐震化を図るもので、管径は700ミリから2,300ミリで、総延長319メートルの施工を予定しております。

ポンプ場施設費における保全対策事業は4事業を予定しております。番号9の今泉ポンプ場1号主ポンプ分解点検作業委託ですが、ポンプ場の主ポンプ4基はともに昭和43年に設置され、既に50年が経過をしております。一般的には20年ごとの更新が望ましいとされておりますが、当組合のポンプは比較的稼働率が低いことから、おおむね10年ごとに分解点検整備を行い、延命化に努めているところです。本事業は、平成29年度に実施した2号主ポンプの分解点検作業委託に続いて実施するもので、状態監視保全を徹底しながら、さらなる延命化を図っていきたいと考えております。

次の番号10、今泉ポンプ場ストックマネジメント計画策定業務委託ですが、今泉ポンプ場には、ポンプ施設のほか、さまざまな機械・電気設備が設置されております。その多くで老朽化が進み、将来的には多額の更新・改修費用が見込まれます。そこで、更新費用の平準化と施設の長寿命化を図ることを目的に、ストックマネジメント計画の策定を進めるものです。

次の番号11、今泉ポンプ場計装設備更新工事ですが、電気設備は基本的に時間計画保全にて管理することとされており、本設備は推奨交換年数の8年を迎えることから、更新工事を実施するものです。

次の番号12、今泉ポンプ場管渠耐震補強工事は、流入渠と沈砂池をつなぐ管口1カ所の耐震補強を実施するものでございます。

それでは、32ページの下段にお戻りください。3款1項1目利子でございます。一時借入金の利子として1万円の科目設定をしております。

次のページ、4款1項1目岳南排水路基金積立金ですが、運用益金の

4,577万4,000円を積み立てるもので、前年度に比較して286万2,000円の減額となっております。

2目職員退職手当基金積立金は503万2,000円で、内訳として、積立金を500万円、利子を3万2,000円と見込んでおります。

5款1項1目予備費ですが、前年度と同様、500万円を計上いたしました。

以上で議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本直彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

○10番（中村憲一議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 10番 中村憲一議員。

○10番（中村憲一議員） 3点お伺いいたします。まず1点ですけれども、歳入のところで使用料なんですけれども、資料を見ますと、使用工場で稼働工場がかわっていないのに使用料が多分相当な額が減っている。今、休転が進められている。そのような話があるんですけれども、具体的にどこの工場によるものか。もし教えていただけるんでしたら教えてほしいのと、24ページ、25ページで、総務費の総務管理費、一般管理費の関係で比較が減になっているわけですけれども、その要因。

3点目が、33ページのポンプ場のストックマネジメント計画策定業務委託の金額について教えていただければと思います。

以上3点です。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（松本貞彦議員）　局長。

○局長（渡辺 孝君） まず1点目の使用料の額が減っていることについてでございますけれども、具体的なお話をいいますと、ここで固有名詞を出していいかよくわかりませんが、皆さんよくご存じですので、我が国の大手製紙工場と言ったら想像がつくと思うんですけど、日本製紙でございます。日本製紙が、聞くところによりますと、3月、6月、9月、洋紙系の抄紙機が3台ございまして、その抄紙機を段階的にとめるということですけれども、それによる減が、ここでいいますと、月換算で大体102万立方メートルほど減ってくるということでございまして、それだけ使用料の減がある。当然基本料金のほうにも影響されてきますので、減使用料のうちの大体85%は、この日本製紙の洋紙系抄紙機の停止によるものだと考えております。1点目は以上でございます。

2点目は、24ページ、一般管理費が1,574万4,000円減額しております、そ

の主な原因は何かということだと思いますけれども、これは主たる原因是、前年度は退職手当があったんですけども、本年度は退職手当がないということで、小さな組織ですので、1人の退職手当によって大きく額が変わってくるということでございます。

3点目につきましては参事兼施設課長から説明させていただきます。

○参事兼施設課長（田中秋仁君）議長。

○議長（松本貞彦議員）参事兼施設課長。

○参事兼施設課長（田中秋仁君）3点目の33ページにありますポンプ場ストックマネジメント計画の経費でございますが、今、総額1,590万円を予定しております。

○議長（松本貞彦議員）ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第2号平成31年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第3号岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（松本貞彦議員）日程第5 議第3号岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君）議長。

○議長（松本貞彦議員）局長。

○局長（渡辺 孝君）それでは、議第3号岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書の40ページ、あわせて黄色の表紙、議案参考資料2の1ページをお願いいたします。

職員に支給する旅費につきましては、岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例第3条の規定により、富士市職員等の旅費に関する条例を基準として支給することとしております。この基準となる富士市職員等の旅費に関する条例におきましては、先般、富士市より、適正な旅費支給を推進するため、平成31年4月1日より日当を廃止し、それに

かえて旅行諸費とするための改正を平成31年2月富士市議会定例会に上程する運びであるとの報告を受けております。このことから、本組合職員におきましても、富士市と同様の基準による旅費支給を平成31年4月1日より行うため、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、黄色の表紙、議案参考資料2の1ページをお願いいたします。旅費の種類を規定しております第2条におきまして、「日当」を廃止し、「旅行諸費」に改めるものでございます。

なお、現在、日当は1日当たり、局長及び参事で2,600円、一般の職員で2,200円の支給がされておりますが、改正後は、旅行諸費として、一律に県内400円、県外800円の定額支給となる予定です。

議案書41ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

第2項は経過措置に関する規定でありますと、この条例の施行前に出発する旅行につきましては、従前どおりの取り扱いとすることを定めたものであります。

以上で議第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本貞彦議員） これから議第3号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成31年 3月14日

議長 松本貞彦

会議録署名議員 佐野智昭

会議録署名議員 山下いづみ
